

新旧対照表（電気供給（取次）約款）

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2025年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2 「<u>国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策</u>」に係る特別措置</p> <p>(1) <u>2024年11月22日</u>の閣議決定「<u>国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策</u>」（以下「<u>総合経済対策</u>」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間においては、対象のお客さまの燃料費調整単価は、別表「2（燃料費調整）(1)ロ」によって算定された燃料費調整単価から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。</p> <p>(2) (1)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2024年4月1日</u>から実施いたします。 <u>ただし、契約種別がスタイルプランPで、2023年10月末時点において需給開始しているお客さまについては、当該契約の需給開始日に応じて、以下のとおりといたします。なお、2023年11月1日以降にスタイルプランPの新規契約(当社の他の契約種別からの変更時を含みます)により需給開始するお客さまについては、2（供給約款の変更）(1)の定めにかかわらず、当該契約より適用いたします。</u></p> <p><u>需給開始日が2022年11月1日から2023年9月23日のお客さま</u> <u>別紙「2従量電灯(3)スタイルプランPニ」は、当該契約を更新された場合において、更新後の契約の需給開始日以降、最初の検針日より適用し、別紙「2従量電灯(3)スタイルプランP」の「へ」および「ト」は、更新後の契約にかかる分より適用いたします。</u></p> <p><u>需給開始日が2023年9月24日から2023年10月31日のお客さま</u> <u>別紙「2従量電灯(3)スタイルプランP」の「ニ」、「へ」および「ト」は、2023年11月1日以降、最初の検針日より適用いたします。</u></p> <p>2 「<u>デフレ完全脱却のための総合経済対策</u>」に係る特別措置</p> <p>(1) <u>2023年11月2日</u>の閣議決定「<u>デフレ完全脱却のための総合経済対策</u>」（以下「<u>総合経済対策</u>」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間においては、対象のお客さまの燃料費調整単価は、別表「2（燃料費調整）(1)ロ」によって算定された燃料費調整単価から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。</p> <p>(2) (1)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p>